

食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査結果について (第 20 回：平成 26 年 9 月末時点)

《調査の目的》

食品安全基本法第 23 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、関係行政機関（リスク管理機関）の施策（リスク管理措置）の実施状況を監視するための調査を行い、食品安全委員会が行ったリスク評価がリスク管理措置に適切に反映されているかを把握するもの。

なお、本資料における品目数は、リスク管理機関ごと、また必要となるリスク管理措置ごとにカウントしている。

《調査対象》

- (1) 平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日の間に、リスク管理機関に対してリスク評価結果の通知を行った品目 (259 品目)

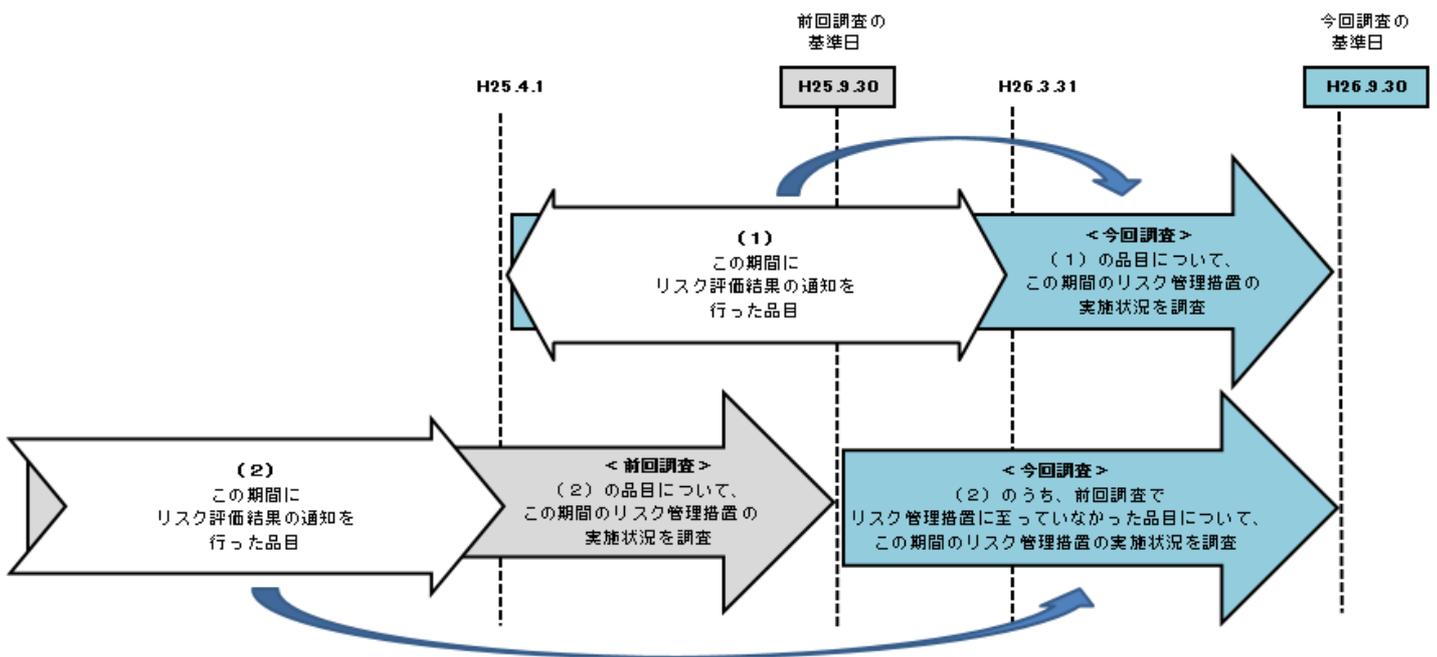
添加物 10 品目、農薬 110 品目、動物用医薬品 65 品目、汚染物質等 8 品目、微生物・ウイルス 4 品目、プリオン 5 品目、かび毒・自然毒等 4 品目、遺伝子組換え食品等 26 品目、肥料・飼料等 17 品目、その他 10 品目

- (2) (1) 以前にリスク評価結果の通知が行われたが、平成 25 年 9 月末時点（前回調査）で具体的なリスク管理措置が講じられていなかった品目 (183 品目)

添加物 3 品目、農薬 67 品目、動物用医薬品 45 品目、汚染物質等 41 品目、器具・容器包装 1 品目、微生物・ウイルス 2 品目、かび毒・自然毒等 4 品目、肥料・飼料等 15 品目、その他 5 品目

の計 442 品目における、平成 26 年 9 月末時点でのリスク管理措置の実施状況について、調査を行った。

【参考資料 1】



《調査方法》

リスク管理機関から、対象品目ごとに「リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート」による報告を受け、『食品影響評価の結果に基づく施策の実施状況調査』における重点的確認事項等について」（別紙。以下「重点事項」という。）に基づいて確認を行った。

《施策の実施状況》

今回の対象品目（442品目）のうち、203品目について措置が講じられていた。

【参考資料2】

1 リスク管理措置が講じられた品目

いずれも適切なリスク管理措置がなされていた。

【参考資料3】

2 リスク管理措置にまで至っていない品目

いくつかはリスク管理措置に向けた進捗が見られた。

【参考資料4】

ア 滞留品目※

滞留品目の動向は下表のとおりであり、いくつかはリスク管理に向けた進捗が見られた。

今回の調査の滞留品目74品目（表の④）について、滞留の理由は、残留基準設定に必要な資料・データの収集に時間を要している、他機関等の検討待ちとなっている、急性参照用量（ARfD）設定のため食品安全委員会へ再諮問を検討中等であった。

※ 重点事項1（2）アの①（リスク評価結果の通知から1年以上経過しているが(F)～(G)）

又は②（(B)～(E)だが1年以上進捗なし）に該当する品目

	① 前回の滞留品目	② ①のうち今回進捗した品目	③ 今回新たに滞留した品目	④ 今回の滞留品目 (①-②+③)
食品添加物	0品目	0品目	2品目	2品目
農薬	14品目	3品目	19品目	30品目
動物用医薬品	18品目	5品目	9品目	22品目
肥料・飼料等	2品目	2品目	1品目	1品目
汚染物質等	32品目	29品目	11品目	14品目
器具・容器包装	0品目	0品目	1品目	1品目
かび毒・自然毒等	4品目	2品目	2品目	4品目
その他	2品目	2品目	0品目	0品目
計	72品目	43品目	45品目	74品目

イ ヒアリング対象品目の検討

滞留品目のうち、重点事項2（2）に該当するヒアリング対象品目はなかった。

【参考資料5】

○ 農薬

滞留品目であって、「評価結果が現状より厳しいリスク管理措置を求める内容となっている」及び「暴露状況に関し不確実な要素がある」の2つの条件（以下「2条件」という。）にいずれも該当すると考えられる品目はクロルピリホスであるが、平成25年11月にヒアリングを実施しており、今回調査の基準日（平成26年9月30日）まで1年を経過していないことから、今回はヒアリング対象外。

○ 動物用医薬品

滞留品目であって、2条件に該当すると考えられる品目はエリスロマイシンであるが、リスク管理措置が遅れることによる健康影響の可能性が低いと推定され、評価結果通知後3年を超えていないことから、ヒアリングの対象外。

3 自ら評価品目

自ら評価品目（食品中のヒ素、デオキシニバレノール及びニバレノール、オクラトキシンA、鶏肉中のカンピロバクター・ジェジュニ/コリ並びにトランス脂肪酸）についての施策の実施状況は、以下のとおりであった。

【参考資料6】

品目	リスク管理機関	ランク区分
食品中のヒ素	厚生労働省	A
	農林水産省	A
デオキシニバレノール 及びニバレノール	厚生労働省	E
	農林水産省	A
オクラトキシンA	厚生労働省	F
	農林水産省	A
鶏肉中のカンピロバク ター・ジェジュニ/コリ	厚生労働省	A
	農林水産省	A
トランス脂肪酸	消費者庁	A
	厚生労働省	A
	農林水産省	A

※ ランク区分A～Gについては、参考資料2を参照。

「食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況調査」における 重点的確認事項等について

1 重点的に確認を行う品目

(1) 措置済みとなった品目

評価結果に基づいた措置となっているかどうかを確認する。

(2) リスク管理措置の検討に進捗が見られない品目

ア 対応状況の確認

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シートの「リスク管理措置の実施状況調査時点と対応状況」欄の記述において、以下の①又は②に該当する品目（滞留品目）であるかを確認する。

- ① 調査時点で、評価結果通知から1年以上経過しているにもかかわらず、対応状況が「審議会等の準備中」（F）又はそれより前の「その他」（G）の段階にある品目。
- ② 「審議会において審議中」（E）以上の段階にあるが、1年以上同じ段階にあり、進捗が見られない品目。

イ 食品の安全性確保の観点からの確認

アの①又は②に該当する品目は、食品の安全性確保の観点から、次の（ア）及び（イ）について確認する。

（ア）評価結果が、現状より厳しいリスク管理措置を求める内容となっている。

例）・新たなリスク管理措置を講じるための評価である

- ・新たに遺伝毒性発がん物質と評価された
- ・「暫定基準」がある場合で、評価結果に含まれるADI が、「暫定基準」策定時に参考とされたADI より下がっている 等

（イ）暴露状況に関して不確実な要素がある。

例）・国内登録がある（暴露が想定される）

- ・厚生労働省等による摂取量の調査が行われておらず、暴露量が不明である
- ・過去の摂取量調査において検出があった 等

2 確認結果を踏まえた対応

(1) リスク管理機関への連絡

1の(2)のアの①又は②に該当する品目（滞留品目）は、対応状況を確認し

た上で、食品安全委員会に報告し、審議結果についてリスク管理機関へ連絡する。

(2) 食品安全委員会におけるヒアリング

1の(2)のアの①又は②に該当する品目であって、同イの(ア)及び(イ)のいずれにも該当するもののうち、

①「遺伝毒性発がん物質である等、リスク管理措置の遅れにより健康影響の可能性が必ずしも低いと推定できない品目」は、評価結果通知後1年を超えた品目

②それ以外の、「リスク管理措置が遅れることによる健康影響の可能性が低いと推定される品目」は、評価結果通知後3年を超えた品目

については、食品安全委員会において、リスク管理機関から、暴露状況、措置が遅れている事情及び現在の進捗状況、措置が講じられる時期の目途について、原則としてヒアリングを実施する。

ヒアリング実施後、さらに1年以上進捗が見られない場合は、再度ヒアリングを実施する。

(3) 勧告・意見申出

上記(1)のヒアリング結果を踏まえ、リスク管理機関に対する措置を以下により講ずる。

①リスク管理措置が遅れることによる健康影響の可能性が看過できない品目は、食品安全基本法第23条第1項第4号に基づく勧告

②その他、健康影響の可能性の大きい品目は、同項第5号に基づく意見申出

食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況調査

第20回調査対象品目(平成26年9月末時点)

1 添加物

- ・ 酢酸カルシウム
- ・ 酸化カルシウム
- ・ イソプロパノール(第3版)
- ・ ひまわりレシチン
- ・ アドバンテーム
- ・ ポリビニルピロリドン
- ・ グルタミンババリングリシン
- ・ β -apo-8'-カロテナール
- ・ ビオチン
- ・ *Aspergillus niger* ASP-72株を用いて生産されたアスパラギナーゼ
- ・ アンモニウムイソバレレート
- ・ 亜塩素酸ナトリウム
- ・ イソプロパノール(第2版)

2 農薬

- ・ ファモキサドン
- ・ フルキサピロキサド
- ・ オキシ銅
- ・ フルメツラム
- ・ ペンチオピラド(第3版)
- ・ ペンフルフェン
- ・ メビンホス
- ・ コリン(対象外物質)
- ・ アセトクロール
- ・ アゾキシストロピン(第5版)
- ・ クロルフェナビル(第4版)
- ・ グルホシネート(第3版)
- ・ シアゾファミド(第8版)
- ・ ビフェントリン(第5版)
- ・ フェンバレレート(厚生労働省)
- ・ フェンバレレート(農林水産省)
- ・ ヘプタクロル(厚生労働省)
- ・ ヘプタクロル(農林水産省)
- ・ メコナゾール(第3版)
- ・ アルドリノ及びディルドリン(第2版)(農林水産省)

- ・ エトフェンブロックス(第2版)
- ・ フェンピロキシメート(第2版)
- ・ プロチオコナゾール(第2版)
- ・ マンジプロバミド(第3版)
- ・ ミルベメクチン(第3版)
- ・ ルフェヌロン(第2版)
- ・ アザジラクチン(対象外物質)
- ・ エチレン(特定農薬)(農林水産省)
- ・ エチレン(特定農薬)(環境省)
- ・ エトキサゾール(第3版)
- ・ シアントラニリプロール
- ・ ピリミジフェン
- ・ 焼酎(特定農薬)(農林水産省)
- ・ 焼酎(特定農薬)(環境省)
- ・ 電解次亜塩素酸水(特定農薬)(農林水産省)
- ・ 電解次亜塩素酸水(特定農薬)(環境省)
- ・ フェノブカルブ(厚生労働省)
- ・ フェノブカルブ(農林水産省)
- ・ アセフェート(第2版)(農林水産省)
- ・ アルジカルブ(第2版)(農林水産省)
- ・ フェンチオン(第2版)(農林水産省)
- ・ フルバリネート
- ・ キノクラミン
- ・ エトキシスルフロン
- ・ フェノキサスルホン
- ・ フルオルイミド
- ・ オキシテトラサイクリン(第2版)
- ・ オキシリニック酸(第3版)
- ・ ジメトモルフ(第3版)
- ・ スピネトラム(第4版)
- ・ トリフルミゾール
- ・ フルアジナム
- ・ フルジオキシニル(第3版)
- ・ フルフェナセット(第2版)
- ・ フロニカミド(第6版)
- ・ エトキシキン
- ・ ジノテフラン(第5版)
- ・ メタアルデヒド(第4版)
- ・ 1,1-ジクロロ-2,2-ビス(4-エチルフェニル)エタン
- ・ アザコナゾール
- ・ アニラジン
- ・ アラマイト

- ・ クロゾリネート
- ・ クロルブファム
- ・ クロルベンシド
- ・ クロロクスロン
- ・ ジオキサチオン
- ・ ジノテルブ
- ・ ジフェナミド
- ・ ジメチリモール
- ・ スルプロホス
- ・ ダイアレート
- ・ ナブタラム
- ・ ニトロタールイソプロピル
- ・ バーバン
- ・ ピラソホス
- ・ プロモホス
- ・ プロモホスエチル
- ・ ホラムスルフロソ
- ・ ホルモチオン
- ・ メカルバム
- ・ メタクリホス
- ・ モリニューロン
- ・ フェンクロルホス
- ・ アミノエトキシビニルグリシン
- ・ イマザピック(第2版)(厚生労働省)
- ・ イマザピック(第2版)(農林水産省)
- ・ エトベンザニド
- ・ エポキシコナゾール
- ・ クロチアニジン(第5版)
- ・ テフルベンズロン
- ・ トリシクラゾール(厚生労働省)
- ・ トリシクラゾール(農林水産省)
- ・ ハロスルフロソメチル(第2版)
- ・ ピフルブミド
- ・ フィプロニル(厚生労働省)
- ・ フィプロニル(農林水産省)
- ・ プロシミドン
- ・ プロバモカルブ(第2版)
- ・ プロピザミド
- ・ メタラキシル及びメフェノキサム(第3版)
- ・ シアゾファミド(第9版)
- ・ イマザピル(厚生労働省)
- ・ イマザピル(農林水産省)

- ・ ホサロン
- ・ エチプロール(第4版)
- ・ カスガマイシン
- ・ ピリミカーブ
- ・ ベンチアバリカルブイソプロピル(第5版)
- ・ ムコナゾール(第4版)
- ・ チフルザミド
- ・ ジフェノコナゾール
- ・ ビフェナゼート(第4版)
- ・ ピラクロストロピン(第3版)
- ・ フルフェナセツ
- ・ フルベンジアミド(第4版)
- ・ ジカンバ(厚生労働省)
- ・ ジカンバ(農林水産省)
- ・ ジノテフラン(第4版)
- ・ テブコナゾール(第3版)
- ・ プロバルギツ
- ・ オキシテトラサイクリン
- ・ イミシアホス(第2版)
- ・ クロラントラニリプロール(第3版)
- ・ ビフェントリン(第4版)
- ・ ピリダリル(第6版)
- ・ イソピラザム
- ・ ピリオフェノン
- ・ イソプロチオラン(第3版)
- ・ シアゾファミド(第7版)
- ・ ピリフルキナゾン(第2版)
- ・ ププロフェジン(第2版)
- ・ ムキシフェノジド(第4版)
- ・ アムクトラジン
- ・ フェンピロキシメート
- ・ フェントエート(第2版)(厚生労働省)
- ・ フェントエート(第2版)(農林水産省)
- ・ アルドリン及びディルドリン
- ・ アルドリン及びディルドリン(清涼飲料水の規格基準の改正)
- ・ アゾシクロチン及びシヘキサチン
- ・ シヘキサチン
- ・ 1,3-ジクロロプロペン
- ・ 1,3-ジクロロプロペン(清涼飲料水の規格基準の改正)

- ・ γ -BHC(リンデン)
- ・ γ -BHC(リンデン)(清涼飲料水の規格基準の改正)
- ・ プロバクロール
- ・ モリネート
- ・ モリネート(清涼飲料水の規格基準の改正)
- ・ アニロホス
- ・ アラクロール(第2版)(厚生労働省)
- ・ アラクロール(第2版)(農林水産省)
- ・ シエノピラフェン(第5版)
- ・ ジクロフェンチオン
- ・ バミドチオン
- ・ ピリダフェンチオン
- ・ フロニカミド(第5版)
- ・ ミルネブ
- ・ メタゾール
- ・ ホスメット(厚生労働省)
- ・ ホスメット(農林水産省)
- ・ エトフメセート
- ・ スピネトラム(第3版)
- ・ ペンディメタリン
- ・ ボスカリド(第4版)
- ・ シプロジニル
- ・ クロチアニジン(第4版)
- ・ グルホシネート(第2版)
- ・ クロルピリホス(第3版)
- ・ アセタミプリド(第2版)
- ・ MCPA
- ・ クロルピリホス(第2版)
- ・ アセフェート
- ・ キザロホップエチル
- ・ ベンダイオカルブ
- ・ メタミドホス
- ・ フルリドン
- ・ クロルピリホス

3 動物用医薬品

- ・ 牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢-粘膜病2価・牛パラインフルエンザ・牛RSウイルス感染症・牛アデノウイルス感染症混合ワクチン(“京都微研”キヤトルウイン-6)【再審査】(第2版)(農林水産省)
- ・ 牛伝染性鼻気管炎・牛パラインフルエンザ混合生ワクチン【残留基準の設定】
- ・ 牛伝染性鼻気管炎・牛パラインフルエンザ混合生ワクチン(ティーエスブイ2)【承認】(農林水産省)
- ・ 馬鼻肺炎生ワクチン【残留基準の設定】
- ・ 馬鼻肺炎生ワクチン(エクエヌテクトERP)【承認】(農林水産省)
- ・ 鶏伝染性気管支炎生ワクチン(ガルエヌテクトS95-IB)(農林水産省)
- ・ 鶏伝染性気管支炎(S95-P7株)生ワクチン
- ・ イノシトール(対象外物質)
- ・ コバラミン(対象外物質)
- ・ チアミン(対象外物質)
- ・ ナイアシン(対象外物質)
- ・ パントテン酸(対象外物質)
- ・ ビオチン(対象外物質)
- ・ ピリドキシン(対象外物質)
- ・ リボフラビン(対象外物質)
- ・ 葉酸(対象外物質)
- ・ ビコザマイシン
- ・ 牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢-粘膜病2価・牛パラインフルエンザ・牛RSウイルス感染症・牛アデノウイルス感染症混合生ワクチン【残留基準設定】
- ・ 牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢-粘膜病2価・牛パラインフルエンザ・牛RSウイルス感染症・牛アデノウイルス感染症混合生ワクチン(“京都微研”カーフウイン6)【承認】(農林水産省)
- ・ ジョサマイシン
- ・ モキシデクチン
- ・ モキシデクチンを有効成分とする牛の内部寄生虫及び外部寄生虫の駆除剤(サイデクチン ポアオン)(農林水産省)
- ・ チアムリン
- ・ コリン(対象外物質)
- ・ フルニキシンメグルミン【残留基準設定】(第3版)
- ・ フルニキシンメグルミンを有効成分とする馬の経口投与剤(パナミンペースト)【承認】(農林水産省)
- ・ アブラマイシン
- ・ フラボフォスフォリポール
- ・ メロキシカムを有効成分とする牛の注射剤(メタカム2%注射液)【再審査】(第2版)(農林水産省)
- ・ イリドウイルス病・ぶりビプリオ病・ α 溶血性レンサ球菌症・類結節症混合(多糖アジュバント加)不活化ワクチン【残留基準の設定】

- ・ イドウイルス病・ぶりプリオ病・ α 溶血性レンサ球菌症・類結節症混合(多糖アジュバント加)不活化ワクチン(“京都微研”マリナ-4)【承認】(農林水産省)
- ・ フェンバレレート
- ・ プロベタンホス
- ・ モランテル
- ・ 牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢-粘膜病・牛パラインフルエンザ・牛RSウイルス感染症・牛アデノウイルス(7型)感染症・ヒストフィルス・ソムニ感染症混合ワクチン【残留基準の設定】
- ・ 牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢-粘膜病・牛パラインフルエンザ・牛RSウイルス感染症・牛アデノウイルス(7型)感染症・ヒストフィルス・ソムニ感染症混合ワクチン(“京都微研”キャトルウイン-5Hs)【承認】(農林水産省)
- ・ 豚繁殖・呼吸障害症候群生ワクチン(“京都微研”ピッグウインPRRS2)【承認】(農林水産省)
- ・ 豚繁殖・呼吸障害症候群生ワクチン(豚繁殖・呼吸障害症候群ウイルスKKM-33株及びKCI-97137株)【残留基準の設定】
- ・ アピラマイシン
- ・ エトキサゾール(第3版)
- ・ エトキサゾールを有効成分とする鶏舎のワクモ駆除剤(ゴッシュ)【承認】(農林水産省)
- ・ ナラシン
- ・ ピルビン酸メチル
- ・ ピルビン酸メチルを有効成分とするフグ目魚類の外部寄生虫駆除剤(マリンディップ)(農林水産省)
- ・ フェノブカルブ
- ・ フルバリネート
- ・ プロノポールを有効成分とするカレイ目魚類稚魚の薬浴用消毒剤【残留基準の設定】
- ・ オルピフロキサシン
- ・ オルピフロキサシンを有効成分とする豚の飲水添加剤(農林水産省)
- ・ オキシテトラサイクリン(第2版)
- ・ ベダプロフェン
- ・ トリニューモウイルス感染症生ワクチン(ネモバック)(第2版)【再審査】(農林水産省)
- ・ 薬事法第83条の5第1項の規定に基づく農林水産省令の改正について(農林水産省)
- ・ テフルベンズロン
- ・ ノルフロキサシン
- ・ ノルフロキサシンを有効成分とする鶏の経口投与剤(インフェック10%液)及び豚の経口投与剤(インフェック2%液)(農林水産省)
- ・ フィプロニル
- ・ ビチオノール
- ・ フェンクロールホス
- ・ ミロキサシン
- ・ 2-アセチルアミノ-5-ニトロチアゾール

- ・ 鶏コクシジウム感染症(アセルプリナ・テネラ・マキシマ・ミチス)混合生ワクチン(パラコックス-5)【再審査】(農林水産省)
- ・ クロラムフェニコール
- ・ モキシデクチン(第2版)
- ・ プロゲステロン及び安息香酸エストラジオールを有効成分とする牛の発情周期同調用陰挿入剤(ブリッド テイゾー)【再審査】(第2版)(農林水産省)
- ・ アスバラギン(対象外物質)
- ・ アラニン(対象外物質)
- ・ アルギニン(対象外物質)
- ・ グリシン(対象外物質)
- ・ グルタミン(対象外物質)
- ・ セリン(対象外物質)
- ・ チロシン(対象外物質)
- ・ バリン(対象外物質)
- ・ ヒスチジン(対象外物質)
- ・ メチオニン(対象外物質)
- ・ ロイシン(対象外物質)
- ・ アザペロン
- ・ ジノテフラン(第4版)
- ・ オキシテトラサイクリン、クロルテトラサイクリン及びテトラサイクリン
- ・ ドキシサイクリン
- ・ イソプロチオラン(第3版)
- ・ ナラシン
- ・ リンコマイシン
- ・ ジルパテロール
- ・ エリスロマイシン
- ・ セファゾリン
- ・ モネンシン
- ・ ダノフロキサシン
- ・ トリクラベンダゾール
- ・ アクロミド
- ・ タイロシン
- ・ アセトアミノフェンを有効成分とする豚の経口投与剤(ピレキシシ 10%)
- ・ アピラマイシン
- ・ クロルスロン
- ・ ホスホマイシンナトリウムを有効成分とする牛の注射剤(動物用ホスミンS(静注用))
- ・ オラキンドックス
- ・ ピペラジン
- ・ フルベンダゾール
- ・ セフチオフルを有効成分とする牛及び豚の注射液(エクネセル注)(第2版)
- ・ レバミゾール

- ・ クレンブテロール
- ・ 硫酸セフキノムを有効成分とする牛の注射剤(コバクタン／セファガード)
- ・ チアンフェニコールを有効成分とする牛及び豚の注射剤(ネオマイゾン注射液及びバジット注射液)
- ・ プロチゾラム
- ・ フロルフェニコール
- ・ フロルフェニコールを有効成分とする牛の注射剤(ニューフローール)
- ・ カナマイシン
- ・ セフチオフルを有効成分とする牛及び豚の注射剤(エクセル注)
- ・ エンロフロキサシンを有効成分とする製造用原体(バイトリル原体)、鶏の飲水添加剤(バイトリル10%液)、牛の強制経口投与剤(バイトリル2.5%HV液)並びに牛及び豚の注射剤(バイトリル2.5%注射液、同5%注射液、同10%注射液)
- ・ オフロキサシンを有効成分とする鶏の飲水添加剤(オキササルジン液)

4 汚染物質等

- ・ ジクロロ酢酸(清涼飲料水の規格基準の改正)
- ・ フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)(清涼飲料水の規格基準の改正)
- ・ 清涼飲料水に係る規格基準の改正について
- ・ 清涼飲料水に係る規格基準の改正について(硫化物)
- ・ 亜硝酸態窒素(水道により供給される水の水質基準の設定)
- ・ ヒ素(清涼飲料水の規格基準の改正)
- ・ 食品中のヒ素
- ・ 食品中のヒ素(農林水産省)
- ・ セレン(清涼飲料水の規格基準の改正)
- ・ バリウム(清涼飲料水の規格基準の改正)
- ・ 硝酸性窒素・亜硝酸性窒素(清涼飲料水の規格基準の改正)
- ・ ふっ素(清涼飲料水の規格基準の改正)
- ・ クロロ酢酸(清涼飲料水)
- ・ トリクロロ酢酸(清涼飲料水)
- ・ 水銀(清涼飲料水)
- ・ ニッケル(清涼飲料水)
- ・ ほう素(清涼飲料水)
- ・ アンチモン(清涼飲料水)
- ・ マンガン(清涼飲料水)
- ・ ウラン(清涼飲料水)
- ・ シアン(清涼飲料水)
- ・ クロホルム(清涼飲料水)
- ・ プロモジクロロメタン(清涼飲料水)
- ・ ジプロモクロロメタン(清涼飲料水)
- ・ プロモホルム(清涼飲料水)
- ・ 総トリハロメタン(清涼飲料水)

- ・ ベンゼン(清涼飲料水)
- ・ 1, 2-ジクロロエタン(清涼飲料水)
- ・ 臭素酸(清涼飲料水)
- ・ トリクロロエチレン(清涼飲料水)
- ・ ジクロロメタン(清涼飲料水)
- ・ テトラクロロエチレン(清涼飲料水)
- ・ トルエン(清涼飲料水)
- ・ 銅(清涼飲料水)
- ・ ホルムアルデヒド(清涼飲料水)
- ・ メチル-tert-ブチルエーテル(清涼飲料水)
- ・ 1, 1, 1-トリクロロエタン(清涼飲料水)
- ・ 1, 1, 2-トリクロロエタン(清涼飲料水)
- ・ 亜塩素酸(清涼飲料水)
- ・ 二酸化塩素(清涼飲料水)
- ・ カドミウム(清涼飲料水)
- ・ 四塩化炭素(清涼飲料水)
- ・ 1, 4-ジオキサン(清涼飲料水)
- ・ 1, 1-ジクロロエチレン(清涼飲料水)
- ・ シス-1, 2-ジクロロエチレン、トランス-1, 2-ジクロロエチレン(清涼飲料水)
- ・ 塩素酸(清涼飲料水)
- ・ ジクロロアセトニトリル(清涼飲料水)
- ・ 抱水クロラール(清涼飲料水)
- ・ 塩素(残留塩素)(清涼飲料水)

5 器具・容器包装

- ・ フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(DEHP)

6 微生物・ウイルス

- ・ 食品中のリステリア・モノサイトゲネス
- ・ と畜場及び食鳥処理施設にHACCPに基づく衛生管理措置を導入すること
- ・ 乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の改正について(生乳、牛乳、特別牛乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳及び殺菌山羊乳に係る成分規格)
- ・ 乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の改正について(発酵乳、乳酸菌飲料及び乳飲料に係る成分規格)
- ・ 鶏肉中のカンピロバクター・ジェジュニ／コリの食品健康影響評価(厚生労働省)
- ・ 鶏肉中のカンピロバクター・ジェジュニ／コリの食品健康影響評価(農林水産省)

7 プリオン

- ・牛海綿状脳症(BSE)対策の見直し②(我が国の検査対象月齢の引き上げ)
- ・牛の部位を原料とする肉骨粉等の肥料利用について【肥料1】
- ・アイルランドから輸入される牛肉及び牛の内臓について
- ・牛の部位を原料とする肥料を原料とする被覆窒素肥料等の肥料利用について【肥料2】
- ・牛の部位を原料とする肥料利用に係る管理措置の一部見直しについて【肥料3】

8 かび毒・自然毒等

- ・乳中のアフラトキシンM1
- ・飼料中のアフラトキシンB1(農林水産省)
- ・オクラトキシンA
- ・オクラトキシンA(農林水産省)
- ・デオキシニバレノールに係る食品健康影響評価について(厚生労働省)
- ・デオキシニバレノールに係る食品健康影響評価について(農林水産省)
- ・ニバレノールに係る食品健康影響評価について(厚生労働省)
- ・ニバレノールに係る食品健康影響評価について(農林水産省)

9 遺伝子組換え食品等

- ・除草剤グリホサート誘発性雄性不稔及び除草剤グリホサート耐性トウモロコシ MON87427系統(食品)
- ・ARG-No.3株を利用して生産されたL-アルギニン
- ・除草剤グリホサート誘発性雄性不稔及び除草剤グリホサート耐性トウモロコシ MON87427系統(飼料)(農)
- ・RN-No.1株を利用して生産された5'-イノシン酸二ナトリウム
- ・RN-No.1株を利用して生産された5'-リボヌクレオチド二ナトリウム
- ・除草剤グルホシネート耐性及びチョウ目害虫抵抗性ワタT304-40系統(食品)
- ・除草剤グルホシネート耐性及びチョウ目害虫抵抗性ワタT304-40系統(飼料)(農林水産省)
- ・チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性ワタ281系統、チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性ワタ3006系統、チョウ目害虫抵抗性ワタCOT102系統並びに除草剤グリホサート耐性ワタMON88913系統からなる組合せの全ての掛け合わせ品種(既に安全性評価が終了した2品種は除く。)
- ・除草剤グリホサート誘発性雄性不稔及び除草剤グリホサート耐性トウモロコシ MON87427系統、チョウ目害虫抵抗性トウモロコシMON89034系統、チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ1507系統、除草剤グリホサート耐性及びコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシMON88017系統並びにコウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシB.t. Cry34/35Ab1 Event DAS-59122-7系統からなる組合せの全ての掛け合わせ品種

- ・除草剤グリホサート誘発性雄性不稔及び除草剤グリホサート耐性トウモロコシ MON87427系統、チョウ目害虫抵抗性トウモロコシMON89034系統並びに除草剤グリホサート耐性トウモロコシNK603系統からなる組合せの全ての掛け合わせ品種(既に食品健康影響評価が終了した1品種は除く。)

- ・除草剤ジカンバ耐性ダイズMON87708系統(食品)
- ・低飽和脂肪酸・高オレイン酸及び除草剤グリホサート耐性ダイズMON87705系統並びに除草剤グリホサート耐性ダイズMON89788系統を掛け合わせた品種
- ・除草剤ジカンバ耐性ダイズMON87708系統(飼料)(農)
- ・LEU-No.3株を利用して生産されたL-ロイシン
- ・LYS-No.2F株を利用して生産された塩酸L-リジン(農)
- ・TRP-No.1株を利用して生産されたL-トリプトファン
- ・除草剤グリホサート耐性セイヨウナタネMON88302系統(食品)
- ・除草剤グリホサート耐性セイヨウナタネMON88302系統(飼料)(農林水産省)
- ・*Aspergillus niger* ASP-72株を用いて生産されたアスパラギナーゼ
- ・除草剤グリホサート耐性ワタGHB614系統、除草剤グルホシネート耐性及びチョウ目害虫抵抗性ワタT304-40系統並びに除草剤グルホシネート耐性及びチョウ目害虫抵抗性ワタGHB119系統からなる組合せの全ての掛け合わせ品種

- ・組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の改正について
- ・組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続きを改正し、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令及び食品、添加物等の規格基準を改正することについて
- ・除草剤ジカンバ耐性ダイズMON87708系統及び除草剤グリホサート耐性ダイズMON89788系統を掛け合わせた品種
- ・*Bacillus subtilis* DTS1451(pHYT2G)株を利用して生産されたシクロデキストリングルカトランスフェラーゼ

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の改正(農)
(組換えDNA技術応用飼料及び飼料添加物の安全性に関する確認の手続き及び組換えDNA技術応用飼料及び飼料添加物の製造基準における組換えDNA技術応用飼料及び飼料添加物に関する規定の改正)

- ・チョウ目害虫抵抗性ワタCOT102系統、チョウ目害虫抵抗性ワタ15985系統及び除草剤グリホサート耐性ワタMON88913系統からなる組合せの全ての掛け合わせ品種

10 新開発食品

対象品目なし。

11 肥料・飼料等

- ・ イノシトール(対象外物質)
- ・ コバラミン(対象外物質)
- ・ チアミン(対象外物質)
- ・ ナイアシン(対象外物質)
- ・ パントテン酸(対象外物質)
- ・ ビオチン(対象外物質)
- ・ ピリドキシン(対象外物質)
- ・ リボフラビン(対象外物質)
- ・ 葉酸(対象外物質)
- ・ ビコザマイシン
- ・ コリン(対象外物質)
- ・ フラボフォスフォリポール
- ・ モランテル
- ・ アビラマイシン
- ・ ナラシン
- ・ オキシテトラサイクリン(第2版)
- ・ エトキシキン
- ・ アスパラギン(対象外物質)
- ・ アラニン(対象外物質)
- ・ アルギニン(対象外物質)
- ・ グリシン(対象外物質)
- ・ グルタミン(対象外物質)
- ・ チロシン(対象外物質)
- ・ バリン(対象外物質)
- ・ メチオニン(対象外物質)
- ・ オキシテトラサイクリン、クロルテトラサイクリン
- ・ ナラシン
- ・ 普通肥料の公定規格の改正について
- ・ モネンシン
- ・ タイロシン
- ・ アビラマイシン
- ・ オラキンドックス

12 その他

- ・ センデュラマイシンナトリウム(薬剤耐性菌)
- ・ ラサロシドナトリウム(薬剤耐性菌)
- ・ サリノマイシンナトリウム(薬剤耐性菌)
- ・ ナラシン(薬剤耐性菌)
- ・ アンプロリウム(薬剤耐性菌)
- ・ エトバベート(薬剤耐性菌)
- ・ クエン酸モランテル(薬剤耐性菌)
- ・ ナイカルバジン(薬剤耐性菌)
- ・ フラボフォスフォリポール(薬剤耐性菌)
- ・ アビラマイシン(薬剤耐性菌)
- ・ 生食用鮮魚介類等の製造・加工時に亜塩素酸水、亜塩素酸ナトリウム及び水素イオン濃度調整剤として用いる塩酸の使用を認めること
- ・ こんにやく入りゼリーを含む窒息事故の多い食品の安全性について
- ・ 食品に含まれるトランス脂肪酸(厚生労働省)
- ・ 食品に含まれるトランス脂肪酸(農林水産省)
- ・ 食品に含まれるトランス脂肪酸(消費者庁)

分野別のリスク管理措置 実施状況

(調査品目数)

分野 状況	添加物	農業		動物用医薬品			汚染物質等		器具・ 容器 包装	微生物 ・ ウイルス	プリオン	かび毒・ 自然毒 等	遺伝子 組換え 食品等	新開発食品		肥料・飼 料等	その他	計
		合計	うち ポジティブ リスト 関係	合計	うち ポジティブ リスト 関係	薬事法 関係	合計	うち 清涼 飲料水 関係						合計	うち 特定保 健用 食品			
リスク管理措置を講じたもの(A)	9 (1)	12 (39)	2 (5)	37 (25)	13 (19)	24 (3)	3	1		1 (2)	5	1 (2)	26			13 (13)	10 (4)	117 (86)
一部措置済み(A')		(1)															(1)	(2)
審議会等から答申(B)		47 (7)	33 (6)	6 (4)	6 (4)		2 (29)	2 (29)								(1)		55 (41)
消費者庁との協議を終了(C)										2								2
消費者庁と協議中(D)		9 (1)	3 (1)	4 (2)	4 (2)	1				1						2 (1)		16 (4)
審議会等において審議中(E)	1 (1)	12 (3)	5	3 (3)	3 (3)		1 (10)	1 (10)				1 (2)				1		19 (19)
審議会等の準備中(F)	(1)	30 (15)	25 (9)	11 (5)	11 (5)		2 (2)	2 (2)				2				1		46 (23)
その他(G)		(1)	(2)	4 (6)		4 (6)			(1)									4 (8)
計	10 (3)	110 (67)	68 (23)	65 (45)	37 (33)	29 (9)	8 (41)	6 (41)	(1)	4 (2)	5	4 (4)	26			17 (15)	10 (5)	259 (183)

・ 上段：平成25年4月1日から平成26年3月31日の間に、リスク管理機関に対して評価結果の通知を行った品目の状況

(平成26年9月30日現在)

・ 下段()：前回調査で具体的なリスク管理措置が講じられていなかった品目。(外数)

講じられたリスク管理措置の内容

今回の調査対象品目のうち、平成25年10月1日から平成26年9月30日の間にリスク管理措置が講じられたもの及びその内容は以下のとおりであり、全て評価結果に基づいた管理措置であった。

品目名に続く（ ）内は、評価結果の通知年月である。

自ら評価品目については、参考資料6に掲載している。

1 添加物

今回新たに調査対象となった10品目及び前回の調査で管理措置が講じられていなかった3品目のうち、10品目は食品衛生法に基づいて管理措置が講じられた。

○ 食品の規格基準が改正されたもの〔3品目〕

(評価結果概略)

添加物として適切に使用される場合、安全性に懸念がないと考えられ、許容一日摂取量(ADI)を特定する必要はない。

- | | | |
|-----------------|-----------|---------------|
| ・ イソプロパノール(第2版) | (平成24年3月) | 成分規格及び使用基準を改正 |
| ・ イソプロパノール(第3版) | (平成25年5月) | |
| ・ ビオチン | (平成26年1月) | 使用基準を改正 |

○ 添加物として指定されたもの〔7品目〕

(評価結果概略)

添加物として適切に使用される場合、安全性に懸念がないと考えられ、許容一日摂取量(ADI)を特定する必要はない。

- | | | |
|-----------------|-----------|---------------|
| ・ 酢酸カルシウム | (平成25年4月) | 成分規格を設定 |
| ・ 酸化カルシウム | (平成25年4月) | 成分規格を設定 |
| ・ ひまわりレシチン | (平成25年7月) | — |
| ・ ポリビニルピロリドン | (平成25年7月) | 成分規格及び使用基準を設定 |
| ・ グルタミルバリアルグリシン | (平成25年8月) | 成分規格を設定 |

(評価結果概略)

許容一日摂取量(ADI)を設定。

- | | | |
|--------------------------|------------|--------------------|
| ・ アドバンテーム | (平成25年7月) | 成分規格を設定 |
| ・ β -apo-8'-カロテナール | (平成25年11月) | 成分規格、使用基準及び保存基準を設定 |

2 農薬

今回新たに調査対象となった 110 品目及び前回の調査で管理措置が講じられていなかった 67 品目のうち、51 品目については、食品衛生法に基づいて具体的な管理措置が講じられていた。

○ 食品の規格基準（残留基準）を改正し、残留基準が設定されたもの〔37 品目〕

（評価結果概略）

許容一日摂取量（ADI）を設定。

右は、食品安全委員会が設定した許容一日摂取量（ADI）と、薬事・食品衛生審議会において試算された各品目に係る残留基準設定後の摂取量^{*1}の比。

（※1 摂取量：理論最大摂取量（TMDI）又は推定摂取量（EDI））

・ フルリドン	（平成 19 年 8 月）	0.5%～ 1.6%	（TMDI）
・ ボスカリド（第 4 版）	（平成 24 年 8 月）	28.4%～65.6%	（EDI）
・ シプロジニル	（平成 24 年 9 月）	13.5%～39.8%	（EDI）
・ チフルザミド	（平成 24 年 10 月）	34.4%～65.2%	（TMDI）
・ ジフェノコナゾール	（平成 24 年 10 月）	28.8%～55.9%	（EDI）
・ ビフェナゼート（第4版）	（平成 24 年 10 月）	18.2%～56.1%	（EDI）
・ ピラクロストロピン（第3版）	（平成 24 年 10 月）	20.3%～57.6%	（EDI）
・ フルベンジアミド（第4版）	（平成 24 年 10 月）	31.7%～79.2%	（EDI）
・ ジカンバ	（平成 24 年 10 月）	17.3%～65.2%	（TMDI）
・ ジノテフラン（第4版）	（平成 24 年 10 月）	14.9%～35.7%	（TMDI）
・ テブコナゾール（第3版）	（平成 24 年 10 月）	14.1%～33.0%	（EDI）
・ イミシアホス（第2版）	（平成 24 年 11 月）	10.7%～24.3%	（EDI）
・ クロラントラニプロール（第3版）	（平成 24 年 11 月）	14.3%～31.6%	（TMDI）
・ ビフェントリン（第4版）	（平成 24 年 11 月）	20.7%～54.3%	（EDI）
・ ピリダリル（第6版）	（平成 24 年 11 月）	32.4%～71.8%	（TMDI）
・ イソピラザム	（平成 24 年 11 月）	1.0%～ 2.3%	（TMDI）
・ ピリオフェノン	（平成 24 年 11 月）	2.1%～ 6.4%	（TMDI）
・ イソプロチオラン（第3版）	（平成 24 年 12 月）	30.3%～70.4%	（TMDI）
・ シアゾファミド（第7版）	（平成 24 年 12 月）	9.7%～23.3%	（TMDI）
・ ピリフルキナゾン（第2版）	（平成 24 年 12 月）	21.7%～45.1%	（EDI）
・ ププロフェジン（第2版）	（平成 24 年 12 月）	33.0%～68.6%	（EDI）
・ メキシフェノジド（第4版）	（平成 24 年 12 月）	35.6%～78.6%	（TMDI）

・ アメトクラジン	(平成 25 年 1 月)	2.7%～ 5.6%	(TMDI)
・ フェントエート(第2版)	(平成 25 年 1 月)	20.5%～59.9%	(EDI)
・ 1,3-ジクロロプロペン	(平成 25 年 2 月)	0.3%～ 0.7%	(TMDI)
・ 1,3-ジクロロプロペン(清涼飲料水の規格基準の改正)	(平成 25 年 2 月)	0.3%～ 0.7%	(TMDI)
・ モリネート	(平成 25 年 3 月)	13.8%～23.5%	(EDI)
・ モリネート(清涼飲料水の規格基準の改正)	(平成 25 年 3 月)	13.8%～23.5%	(EDI)
・ アラクロール(第2版)	(平成 25 年 3 月)	32.0%～63.9%	(TMDI)
・ シエノピラフェン(第5版)	(平成 25 年 3 月)	12.8%～30.0%	(TMDI)
・ フロニカミド(第5版)	(平成 25 年 3 月)	18.8%～43.1%	(EDI)
・ ペンチオピラド(第3版)	(平成 25 年 4 月)	9.0%～20.5%	(EDI)
・ ペンフルフェン	(平成 25 年 4 月)	2.5%～ 4.6%	(TMDI)
・ シアゾファミド(第8版)	(平成 25 年 7 月)	9.7%～14.0%	(TMDI)
・ マンジプロパミド(第3版)	(平成 25 年 8 月)	15.6%～32.4%	(EDI)
・ ルフェヌロン(第2版)	(平成 25 年 8 月)	35.3%～77.0%	(TMDI)
・ エトキシキン	(平成 25 年 11 月)	27.8%～67.4%	(EDI)

○ 食品衛生法の食品規格(残留基準)を削除し、一律基準とされたもの〔6品目〕

(評価結果概略)

人の健康に及ぼす悪影響の程度が明らかであるときに該当すると認められる。

・ アニロホス	(平成 25 年 3 月)
・ ジクロフェンチオン	(平成 25 年 3 月)
・ バミドチオン	(平成 25 年 3 月)
・ ピリダフェンチオン	(平成 25 年 3 月)
・ ミルネブ	(平成 25 年 3 月)
・ メタゾール	(平成 25 年 3 月)

○ 食品衛生法第 11 条第 3 項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして定められた(残留基準を設定しない)もの〔1品目〕

(評価結果概略)

人の健康を損なうおそれがないことが明らかであるものと考えられる。

・ コリン(対象外物質)	(平成 25 年 6 月)
--------------	---------------

○ 告示を改正し、特定農薬として指定されたもの〔4品目〕

(評価結果概略)

農薬として想定しうる使用方法に基づき通常使用される限りにおいて、食品に残留することにより人の健康に悪影響を及ぼすおそれはないと考えられる。

- ・ エチレン（特定農薬）（平成 25 年 8 月）
- ・ 電解次亜塩素酸水（特定農薬）（平成 25 年 8 月）

※エチレン（特定農薬）、電解次亜塩素酸水（特定農薬）は、2 機関（農林水産省、環境省）からの諮問であるため、それぞれ 2 品目として計上している。

○ 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部が改正されたもの〔2品目〕

(評価結果概略)

許容一日摂取量（ADI）を設定。

- ・ グルホシネート(第 2 版)（平成 24 年 3 月）
- ・ ペンディメタリン（平成 24 年 8 月）

○ 申請者が残留基準値設定依頼を取り下げ、食品中の残留基準を変更しないこととされたもの〔1品目〕

(評価結果概略)

許容一日摂取量（ADI）を設定。

- ・ フロニカミド(第6版)（平成 25 年 11 月）

3 動物用医薬品

今回新たに調査対象となった 65 品目及び前回の調査で具体的な管理措置が講じられていなかった 45 品目のうち、62 品目で具体的な管理措置が講じられていた。

○ 食品衛生法の規格基準を改正し、食品中の残留基準が設定されたもの〔12品目〕

右は、食品安全委員会が設定した許容一日摂取量（ADI）と、薬事・食品衛生審議会において試算された各品目に係る残留基準設定後の摂取量*の比。

(摂取量*：理論最大摂取量（TMDI）又は推定摂取量（EDI）)

(評価結果概略)

許容一日摂取量（ADI）を設定。

- | | | | |
|-----------|---------------------------|-------------|--------|
| ・ レバミゾール | (平成 22 年 3 月) | 12.3%~26.1% | (TMDI) |
| ・ アピラマイシン | (平成 23 年 6 月、平成 25 年 8 月) | 0.1%~0.2% | (TMDI) |

・ タイロシン	(平成 24 年 9 月)	9.5%~35.0%	(TMDI)
・ アザペロン	(平成 24 年 10 月)	3.1%~6.9%	(TMDI)
・ ジノテフラン(第4版)	(平成 24 年 10 月)	14.9%~35.7%	(TMDI)
・ イソプロチオラン(第3版)	(平成 24 年 12 月)	30.3%~70.4%	(TMDI)
・ ナラシン	(平成 25 年 1 月、8 月)	27.6%~66.2%	(TMDI)
・ ジルパテロール	(平成 25 年 1 月)	44.1%~73.3%	(TMDI)
・ セファゾリン	(平成 25 年 1 月)	12.8%~54.5%	(TMDI)
・ モネンシン	(平成 25 年 2 月)	18.5%~59.9%	(TMDI)

○ 食品中の残留基準を変更しないこととされたもの〔1品目〕

(評価結果概略)

許容一日摂取量 (ADI) を設定。

- ・ フルニキシンメグルミン(フルニキシン(第3版)) (平成 25 年 7 月)

○ 食品衛生法の食品規格(残留基準)を設定しないこととされたもの〔30品目〕

(評価結果概略)

通常使用される限りにおいて、食品に残留することにより人の健康を損なうおそれがないことが明らかであるものと考えられる。

- ・ アスパラギン(対象外物質) (平成 24 年 10 月)
- ・ アラニン(対象外物質) (平成 24 年 10 月)
- ・ アルギニン(対象外物質) (平成 24 年 10 月)
- ・ グリシン(対象外物質) (平成 24 年 10 月)
- ・ グルタミン(対象外物質) (平成 24 年 10 月)
- ・ セリン(対象外物質) (平成 24 年 10 月)
- ・ チロシン(対象外物質) (平成 24 年 10 月)
- ・ バリン(対象外物質) (平成 24 年 10 月)
- ・ ヒスチジン(対象外物質) (平成 24 年 10 月)
- ・ メチオニン(対象外物質) (平成 24 年 10 月)
- ・ ロイシン(対象外物質) (平成 24 年 10 月)
- ・ イノシトール(対象外物質) (平成 25 年 4 月)
- ・ コバラミン(対象外物質) (平成 25 年 4 月)
- ・ チアミン(対象外物質) (平成 25 年 4 月)
- ・ ナイアシン(対象外物質) (平成 25 年 4 月)
- ・ パントテン酸(対象外物質) (平成 25 年 4 月)
- ・ ビオチン(対象外物質) (平成 25 年 4 月)

- ピリドキシン(対象外物質) (平成 25 年 4 月)
- リボフラビン (対象外物質) (平成 25 年 4 月)
- 葉酸(対象外物質) (平成 25 年 4 月)
- コリン(対象外物質) (平成 25 年 6 月)

(評価結果概略)

適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。

- 牛伝染性鼻気管炎・牛パラインフルエンザ混合生ワクチン (平成 25 年 4 月)
- 馬鼻肺炎生ワクチン (平成 25 年 4 月)
- 鶏伝染性気管支炎(S95-P7 株)生ワクチン (平成 25 年 4 月)
- 牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢一粘膜病2価・牛パラインフルエンザ・牛RSウイルス感染症・牛アデノウイルス感染症混合生ワクチン (平成 25 年 5 月)
- イドウイルス病・ぶりびプリオ病・ α 溶血性レンサ球菌症・類結節症混合(多糖アジュバント加)不活化ワクチン (平成 25 年 7 月)
- ピルビン酸メチル (平成 25 年 9 月)
- プロノポールを有効成分とするカレイ目魚類稚魚の薬浴用消毒剤 (平成 25 年 10 月)

(評価結果概略)

人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。

- 牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢-粘膜病・牛パラインフルエンザ・牛RSウイルス感染症・牛アデノウイルス(7型)感染症・ヒストフィルス・ソムニ感染症混合ワクチン (平成 25 年 8 月)
- 豚繁殖・呼吸障害症候群生ワクチン(豚繁殖・呼吸障害症候群ウイルス KKM-33 株及び KCI-97137 株) (平成 25 年 8 月)

○ 薬事法第 14 条第 1 項に基づく製造販売が承認されたもの〔8 品目〕

(評価結果概略)

ヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。

- アセトアミノフェンを有効成分とする豚の経口投与剤(プレキシシ10%) (平成 23 年 11 月)
- 牛伝染性鼻気管炎・牛パラインフルエンザ混合生ワクチン(ティーエスブイ2) (平成 25 年 4 月)
- 馬鼻肺炎生ワクチン(エクエヌテクトERP) (平成 25 年 4 月)

- 鶏伝染性気管支炎生ワクチン(ガルエヌテクトS95-IB) (平成 25 年 4 月)
- 牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢-粘膜病2価・牛パラインフルエンザ・牛RSウイルス感染症・牛アデノウイルス感染症混合生ワクチン(“京都微研”カーフウィン6) (平成 25 年 5 月)
- イドウイルス病・ぶりビブリオ病・ α 溶血性レンサ球菌症・類結節症混合(多糖アジュバント加)不活化ワクチン(“京都微研”マリナー4) (平成 25 年 7 月)
- 牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢-粘膜病・牛パラインフルエンザ・牛RSウイルス感染症・牛アデノウイルス(7型)感染症・ヒストフィルス・ソムニ感染症混合ワクチン(“京都微研”キヤトルウィン-5Hs) (平成 25 年 8 月)
- 豚繁殖・呼吸障害症候群生ワクチン(“京都微研”ピッグウィン PRRS2) (平成 25 年 8 月)

○ 食品衛生法の規格基準を改正し、食品中の残留基準が削除されたもの〔1品目〕

(評価結果概略)

人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。

- アクロミド (平成 25 年 3 月)

○ 農林水産大臣から申請者に対し、再審査結果(薬事法第14条第2項各号のいずれにも該当しないこと)が通知されたもの〔9品目〕

(評価結果概略)

ヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。

- 牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢-粘膜病 2 価・牛パラインフルエンザ・牛 RS ウイルス感染症・牛アデノウイルス感染症混合ワクチン(“京都微研”キヤトルウィン-6)(第2版) (平成 25 年 4 月)
- モキシデクチンを有効成分とする牛の内部寄生虫及び外部寄生虫の駆除剤(サイデクチン ポアオン) (平成 25 年 6 月)
- メロキシカムを有効成分とする牛の注射剤(メタカム2%注射液)(第2版) (平成 25 年 7 月)
- トリニューモウイルス感染症生ワクチン(ネモバック)(第2版) (平成 25 年 12 月)
- プロゲステロン及び安息香酸エストラジオールを有効成分とする牛の発情周期同調用膈内挿入剤(プリッド テイゾー)(第2版) (平成 26 年 3 月)

(評価結果概略)

人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。

- 鶏コクシジウム感染症(アセルブリナ・テネラ・マキシマ・ミチス)混合生ワクチン(パラコックスー5) (平成 26 年 2 月)

(評価結果概略)

- ・ヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。
- ・薬剤耐性菌に関する食品健康影響評価は、リスクの程度は中等度であると考えられる。
- ・ ノルフロキサシンを有効成分とする鶏の経口投与剤(インフェック 10%液)及び豚の経口投与剤(インフェック2%液) (平成 26 年 1 月)

(評価結果概略)

- ・許容一日摂取量 (ADI) を設定。
- ・薬剤耐性菌に関する食品健康影響評価は、リスクの程度は中等度であると考えられる。
- ・ エンロフロキサシンを有効成分とする製造用原体(バイトリル原体)、鶏の飲水添加剤(バイトリル 10%液)、牛の強制経口投与剤(バイトリル2.5%HV液)並びに牛及び豚の注射剤(バイトリル2.5%注射液、同5%注射液、同 10%注射液) (平成 18 年 5 月)
- ・ オフロキサシンを有効成分とする鶏の飲水添加剤(オキササルジン液) (平成 17 年 11 月)

○ 動物用医薬品の使用の規制に関する省令が改正されたもの〔1項目〕

(評価結果概略)

省令改正により、人の健康に悪影響を及ぼすおそれはなく、人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。

- ・ 薬事法第 83 条の 5 第 1 項の規定に基づく農林水産省令の改正について (クロラムフェニコール、クロルプロマジン又はメロニダゾールを有効成分とする医薬品の使用を禁止する規定) (平成 25 年 12 月)

4 汚染物質等

今回新たに調査対象となった 8 品目及び前回の調査で具体的な管理措置が講じられていなかった 41 品目のうち、3 品目について、管理措置が講じられていた。

(自ら評価品目であるヒ素(厚生労働省、農林水産省)については、参考資料 6 に掲載している。)

○ 水道法に基づき規程される水質基準に関する省令に追加し、基準が定められたもの〔1品目〕

(評価結果概略)

許容一日摂取量 (ADI) を設定。

- ・ 亜硝酸態窒素(水道により供給される水の水質基準の設定) (平成 25 年 7 月)

5 微生物・ウイルス

今回新たに調査対象となった4品目及び前回の調査で具体的な管理措置が講じられていなかった2品目のうち、3品目について、管理措置が講じられていた。

(自ら評価品目であるカンピロバクター(厚生労働省、農林水産省)については、参考資料6に掲載している。)

○ と畜場法施行規則及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則の一部が改正されたもの〔1品目〕

(評価結果概略)

人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。

- ・ と畜場及び食鳥処理施設にHACCPに基づく衛生管理措置を導入すること(平成25年12月)

6 プリオン

今回新たに調査対象となった5項目全てについて、管理措置が講じられていた。

○ 検査対象月齢が引き上げられたもの(30ヶ月齢超から48ヶ月齢超)〔1項目〕

(評価結果概略)

BSE対策について、諮問内容の(1)国内措置及び(2)国境措置に記載された対策の内容に変更しても、人への健康影響は無視できる。

- ・ 牛海綿状脳症(BSE)対策の見直し②(我が国の検査対象月齢の引き上げ)(平成25年5月)

○ 肥料取締法施行規則に基づく省令等が公布されたもの(牛の部位(特定危険部位等を除く)を原料とする肥料利用に係る省令等)〔3項目〕

(評価結果概略)

人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。

- ・ 牛の部位を原料とする肉骨粉等の肥料利用について【肥料1】(平成25年4月、7月)
- ・ 牛の部位を原料とする肥料を原料とする被覆窒素肥料等の肥料利用について【肥料2】(平成25年11月)
- ・ 牛の部位を原料とする肥料利用に係る管理措置の一部見直しについて【肥料3】(平成26年2月)

○ 評価結果の範囲内で対日輸出条件が定められたもの〔1項目〕

(評価結果概略)

アイルランドに関しては、諮問対象月齢である30か月齢以下の牛由来の牛肉及び牛内臓（扁桃及び回腸遠位部以外）の摂取に由来するBSEプリオンによる人でのvCJD発症は考え難い。

- ・ アイルランドから輸入される牛肉及び牛の内臓について (平成25年10月)

7 かび毒・自然毒等

今回新たに調査対象となった4品目及び前回の調査で具体的な管理措置が講じられていなかった4品目のうち、3品目について、管理措置が講じられていた。

(自ら評価品目であるオクラトキシンA、デオキシニバレノール、ニバレノール（農林水産省）については、参考資料6に掲載している。)

8 遺伝子組換え食品等

今回新たに調査対象となった26品目全てに対して、管理措置が講じられていた。

〈遺伝子組換え食品〉

○ 「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手續」に基づき、安全性審査の手續を経た旨の公表がなされたもの〔12品目〕

(評価結果概略)

ヒトの健康を損なうおそれはないと判断した。

- ・ 除草剤グリホサート誘発性雄性不稔及び除草剤グリホサート耐性トウモロコシ MON87427 系統（食品） (平成25年4月)
- ・ 除草剤グルホシネート耐性及びチョウ目害虫抵抗性ワタ T304-40 系統（食品） (平成25年6月)
- ・ 除草剤ジカンバ耐性ダイズ MON87708 系統（食品） (平成25年8月)
- ・ 低飽和脂肪酸・高オレイン酸及び除草剤グリホサート耐性ダイズ MON87705 系統並びに除草剤グリホサート耐性ダイズ MON89788 系統を掛け合わせた品種 (平成25年9月)
- ・ 除草剤グリホサート耐性セイヨウナタネ MON88302 系統（食品） (平成25年9月)
- ・ *Bacillus subtilis* DTS1451 (pHYT2G) 株を利用して生産されたシクロデキストリングルカトランスフェラーゼ (平成26年1月)

(評価結果概略)

改めて安全性の確認を必要とするものではないと判断した。

- ・ チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性ワタ 281 系統、チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性ワタ 3006 系統、チョウ目害虫抵抗性ワタ COT102 系統並びに除草剤グリホサート耐性ワタ MON88913 系統からなる組合せの全ての掛け合わせ品種(既に安全性評価が終了した 2 品種は除く。) (平成 25 年 7 月)
- ・ 除草剤グリホサート誘発性雄性不稔及び除草剤グリホサート耐性トウモロコシ MON87427 系統、チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON89034 系統、チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ 1507 系統、除草剤グリホサート耐性及びコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON88017 系統並びにコウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ B.t. Cry34/35Ab1 Event DAS-59122-7 系統からなる組合せの全ての掛け合わせ品種 (平成 25 年 7 月)
- ・ 除草剤グリホサート誘発性雄性不稔及び除草剤グリホサート耐性トウモロコシ MON87427 系統、チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON89034 系統並びに除草剤グリホサート耐性トウモロコシ NK603 系統からなる組合せの全ての掛け合わせ品種(既に食品健康影響評価が終了した 1 品種は除く。) (平成 25 年 7 月)
- ・ 除草剤グリホサート耐性ワタ GHB614 系統、除草剤グルホシネート耐性及びチョウ目害虫抵抗性ワタ T304-40 系統並びに除草剤グルホシネート耐性及びチョウ目害虫抵抗性ワタ GHB119 系統からなる組合せの全ての掛け合わせ品種 (平成 25 年 11 月)
- ・ 除草剤ジカンバ耐性ダイズ MON87708 系統及び除草剤グリホサート耐性ダイズ MON89788 系統を掛け合わせた品種 (平成 26 年 1 月)
- ・ チョウ目害虫抵抗性ワタ COT102 系統、チョウ目害虫抵抗性ワタ 15985 系統及び除草剤グリホサート耐性ワタ MON88913 系統からなる組合せの全ての掛け合わせ品種 (平成 26 年 3 月)

○ 「組換え DNA 技術応用食品及び添加物の安全性審査の手續」に基づき、申請があった食品添加物が組換え DNA 技術を応用した添加物に該当しないものとみなされたもの〔6 品目〕

(評価結果概略)

「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」(本則)による評価は必要ないと判断した。

- ・ ARG-No.3 株を利用して生産された L-アルギニン (平成 25 年 4 月)
- ・ RN-No.1 株を利用して生産された 5'-イノシン酸二ナトリウム (平成 25 年 5 月)

- ・ RN-No.1 株を利用して生産された 5'-リボヌクレオチドナトリウム (平成 25 年 5 月)
- ・ LEU-No.3 株を利用して生産された L-ロイシン (平成 25 年 9 月)
- ・ TRP-No.1 株を利用して生産された L-トリプトファン (平成 25 年 9 月)

(評価結果概略)

「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」の対象ではなく、安全性評価は必要ないと判断した。

- ・ *Aspergillus niger* ASP-72 株を用いて生産されたアスパラギナーゼ (平成 25 年 9 月)

○ 「食品、添加物等の規格基準」及び「組換え DNA 技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」の一部改正に係る告示が公布されたもの〔2 項目〕

(評価結果概略)

人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。

- ・ 組換え DNA 技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続の改正について (平成 25 年 12 月)
- ・ 組換え DNA 技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続きを改正し、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令及び食品、添加物等の規格基準を改正することについて (平成 26 年 1 月)

〈遺伝子組換え飼料〉

○ 「組換え DNA 技術応用飼料及び飼料添加物の安全性に関する確認の手続き」に基づき安全性に関する確認を行ったものとして公表されたもの〔5 品目〕

(評価結果概略)

当該飼料を摂取した家畜に由来する畜産物について安全上の問題はないと判断した。

- ・ 除草剤グリホサート誘発性雄性不稔及び除草剤グリホサート耐性トウモロコシ MON87427 系統 (飼料) (平成 25 年 4 月)
- ・ 除草剤グルホシネート耐性及びチョウ目害虫抵抗性ワタ T304-40 系統 (飼料) (平成 25 年 7 月)
- ・ 除草剤ジカンバ耐性ダイズ MON87708 系統 (飼料) (平成 25 年 9 月)
- ・ LYS-No.2F 株を利用して生産された塩酸 L-リジン (平成 25 年 9 月)
- ・ 除草剤グリホサート耐性セイヨウナタネ MON88302 系統 (飼料) (平成 25 年 9 月)

○ 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部が改正されたもの〔1項目〕

(評価結果概略)

人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。

- ・ 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の改正(組換え DNA 技術応用飼料及び飼料添加物の安全性に関する確認の手続き及び組換え DNA 技術応用飼料及び飼料添加物の製造基準における組換え DNA 技術応用飼料及び飼料添加物に関する規定の改正)

(平成 26 年 1 月)

9 肥料・飼料等

今回新たに調査対象となった 17 品目及び前回の調査で管理措置が講じられていなかった 15 品目のうち、26 品目について管理措置が講じられていた。

○ 食品衛生法第 11 条第 3 項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして定められた(残留基準を設定しない)もの〔18 品目〕

(評価結果概略)

飼料添加物として通常使用される限りにおいて、食品に残留することにより人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとする。

- | | |
|-----------------|----------------|
| ・ アスパラギン(対象外物質) | (平成 24 年 10 月) |
| ・ アラニン(対象外物質) | (平成 24 年 10 月) |
| ・ アルギニン(対象外物質) | (平成 24 年 10 月) |
| ・ グリシン(対象外物質) | (平成 24 年 10 月) |
| ・ グルタミン(対象外物質) | (平成 24 年 10 月) |
| ・ チロシン(対象外物質) | (平成 24 年 10 月) |
| ・ バリン(対象外物質) | (平成 24 年 10 月) |
| ・ メチオニン(対象外物質) | (平成 24 年 10 月) |
| ・ イノシトール(対象外物質) | (平成 25 年 4 月) |
| ・ コバラミン(対象外物質) | (平成 25 年 4 月) |
| ・ チアミン(対象外物質) | (平成 25 年 4 月) |
| ・ ナイアシン(対象外物質) | (平成 25 年 4 月) |
| ・ パントテン酸(対象外物質) | (平成 25 年 4 月) |
| ・ ビオチン(対象外物質) | (平成 25 年 4 月) |
| ・ ピリドキシン(対象外物質) | (平成 25 年 4 月) |
| ・ リボフラビン(対象外物質) | (平成 25 年 4 月) |

- ・ 葉酸(対象外物質) (平成 25 年 4 月)
- ・ コリン(対象外物質) (平成 25 年 6 月)

○ 食品衛生法(食品、添加物等)の規格基準を改正し、残留基準が設定されたもの〔7 品目〕

(評価結果概略)

許容一日摂取量 (ADI) を設定。

・ アピラマイシン	(平成 23 年 6 月、平成 25 年 8 月)	0.1%～ 0.2% (TMDI)
・ タイロシン	(平成 24 年 9 月)	9.5%～35.0% (TMDI)
・ ナラシン	(平成 25 年 1 月、8 月)	27.6%～66.2% (TMDI)
・ モネンシン	(平成 25 年 2 月)	18.5%～57.9% (TMDI)
・ エトキシキン	(平成 25 年 11 月)	32.0%～67.4% (EDI)

○ 肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件の一部を改正する件が公布されたもの〔1 項目〕

(評価結果概略)

人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。

- ・ 普通肥料の公定規格の改正について(「化成肥料」及び「配合肥料」の原料として、特殊肥料に指定されている「動物の排せつ物の燃焼灰」(牛の排せつ物と鶏ふんの混合物の燃焼灰に限る。)を追加する公定規格の変更) (平成 25 年 1 月)

10 その他

今回新たに調査対象となった 10 品目及び前回の調査で管理措置が講じられていなかった 5 品目のうち、14 品目について管理措置が講じられていた。

(自ら評価品目であるトランス脂肪酸(消費者庁、厚生労働省、農林水産省)については、参考資料 6 に掲載している。)

○ 従来リスク管理措置を継続するとされたもの〔10 品目〕

(評価結果概略)

家畜等に使用することによって選択された薬剤耐性菌が、食品を介してヒトの健康に影響を与える可能性は無視できる程度と考えられる。

- ・ センデュラマイシンナトリウム(薬剤耐性菌) (平成 25 年 4 月)
- ・ ラサロシドナトリウム(薬剤耐性菌) (平成 25 年 4 月)
- ・ サリノマイシンナトリウム(薬剤耐性菌) (平成 25 年 6 月)

- ナラシン(薬剤耐性菌) (平成 25 年 6 月)
- フラボフォスフォルポール(薬剤耐性菌) (平成 25 年 11 月)
- アピラマイシン(薬剤耐性菌) (平成 26 年 1 月)

(評価結果概略)

人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。

- アンプロリウム(薬剤耐性菌) (平成 25 年 9 月)
- エトパベート(薬剤耐性菌) (平成 25 年 9 月)
- クエン酸モランテル(薬剤耐性菌) (平成 25 年 9 月)
- ナイカルバジン(薬剤耐性菌) (平成 25 年 9 月)

○ 関係団体への改善要請、注意喚起、情報提供等がなされているもの【1項目】

(評価結果概略)

こんにやく入りゼリー、餅等について、食品以外の要因（食べ方等）、食品側の要因（テクスチャー、大きさ、形状等）の両面から検討し、窒息しにくい食べ方の徹底が予防につながることを、高齢者・小児に食べづらさがあること、こんにやく入りゼリーの形態が吸い込み食べを誘発すること等を指摘した。

- こんにやく入りゼリーを含む窒息事故の多い食品の安全性について (平成 22 年 6 月)

リスク管理措置状況の動き

《品目 計》

(平成26年9月30日現在)

状況	分野	計				
		前回調査の 品目数	(1) 移行した 品目数	(2) 移行してきた 品目数	(3) 新規 品目数	(4) 今回調査の 品目数
リスク管理措置を講じたもの(A)				86	117	203
一部措置済み(A')		5	-5	2	0	2
審議会等から答申(B)		3	-2	40	55	96
消費者庁との協議を終了(C)		21	-21	0	2	2
消費者庁と協議中(D)		14	-14	4	16	20
審議会等において審議中(E)		81	-63	1	19	38
審議会等の準備中(F)		43	-21	1	46	69
その他(G)		16	-8	0	4	12
計		183	-134	134	259	442

調査時点までの1年間※にリスク管理措置の対応状況に進捗が見られないもの
 (平成25年9月30日以前に評価結果を通知した品目)
 (※平成25年10月1日～平成26年9月30日)

・網掛け品目

(ア)「現状より厳しいリスク管理措置を求める評価結果となっているか」③欄
 (「△」は現状より厳しいリスク管理措置を求めているかどうかを確認できないもの)
 (イ)「暴露状況に関して不確実な要素がある」④欄
 の双方に該当するもの。(重点事項参照)

(1) 添加物

①品目	②評価結果 通知年月	③現状より 厳しい管理 措置を求め る評価内容 となっている か	④暴露状況	⑤ヒア リング実 績	⑥備考
アンモニウムイソバレ レート (今回追加)	平成25年2月				平成27年7月29日省令改正。
亜塩素酸ナトリウム (今回追加)	平成25年3月				パブリックコメントで寄せられた意見を整理している段階で、亜塩素酸水の有効性データの引用が適切ではないと判明した。平成27年6月19日の食品添加物部会で検討を行い、改めて食品健康影響評価の依頼をすることとなった。(平成27年8月12日に食品安全委員会にて評価要請文書を受理。)

(2)農薬

①品目	ポジティブリスト関連(暫定基準)	②評価結果通知年月	③現状より厳しい管理措置を求める評価結果となっているか(ADI等を比較)	④曝露状況		⑤ヒアリング実績	⑥備考
				⑦国内登録	⑧検出された農薬等の推計(対ADI比)		
クロルピリホス 食品:厚生労働省(第1版、第3版) 飼料:農林水産省(第2版)	○	平成19年3月 平成22年11月(第2版) 平成23年6月(第3版)	○	○	6.07、4.97、6.17、0.29(H21、22、24、25)	【第15回】H24.6 【第18回】H25.11	(厚生労働省)暴露評価の方法等について、農薬メーカーとの協議・調整に時間を要している。また、ARfD設定について再諮問を予定。 (農林水産省)厚生労働省において食品中の残留基準値が改正された後、飼料中の暫定基準値の見直しについて農業資材審議会で審議予定。
メタミドホス	○	平成20年5月		-	2.50(H18)		
ベンダイオカルブ	○	平成21年8月		失効	0.92(H22)		
アセフェート	○	平成22年7月		○	3.36、1.59、0.09(H21、22、25)		
アセタミプリド(第2版)		平成23年6月		○	0.10、0.08、0.04(H21、22、25)		平成27年5月19日基準改正。
MCPA	○	平成23年6月		○	不検出(H18~22)		平成26年7月に第2版の評価結果を通知。
ホスメット 食品:厚生労働省 飼料:農林水産省	○	平成24年5月		-	不検出(H18,24)		
エトフメセート	○	平成24年5月		-	不検出(H17,19~21)		
フェントエート(第2版) 飼料:農林水産省(今回追加)	○	平成25年1月		○	不検出(H18~21)		
アルドリン及びディルドリン(今回追加)	○	平成25年1月		失効	不検出(H18~22)		
アルドリン及びディルドリン(清涼飲料水の規格基準の改正)(今回追加)		平成25年1月					
γ-BHC(リンデン)(今回追加)	○	平成25年3月		失効	不検出(H19~22)		
γ-BHC(リンデン)(清涼飲料水の規格基準の改正)(今回追加)							
プロパクローロ(今回追加)	○	平成25年3月		-	不検出(H17,18,24)		
フルメツラム(今回追加)	○	平成25年4月		-	不検出(H19~21)		
メピンホス(今回追加)	○	平成25年6月		-	不検出(H19~21)		

①品目	ポジティブリスト関連(暫定基準)	②評価結果通知年月	③現状より厳しい管理措置を求める評価結果となっているか(ADI等を比較)	④曝露状況		⑤ヒアリング実績	⑥備考
				⑦国内登録	⑧検出された農薬等の推計(対ADI比)		
アセトクロール(今回追加)	○	平成25年7月		-	不検出(H17,18,22)		
フェンバレレート 食品:厚生労働省 飼料:農林水産省(今回追加)	○	平成25年7月		○	0.40(H22)		
ヘプタクロル 食品:厚生労働省 飼料:農林水産省(今回追加)	○	平成25年7月		失効	不検出(H18~22)		
アルドリン及びディルドリン 飼料:農林水産省(第2版) (今回追加)	○	平成25年8月		失効	不検出(H18~22)		
アザジラクチン(対象外物質)(今回追加)	○	平成25年8月		-	調査対象外		
フェノプカルブ 食品:厚生労働省 飼料:農林水産省(今回追加)	○	平成25年9月		○	0.51(H19)		
アセフェート(第2版) 飼料:農林水産省(今回追加)	○	平成25年9月		○	3.36、1.59(H21,22)		
フルバリネート(今回追加)		平成25年9月		○	不検出(H18~21)		

※二重線より上は、評価結果通知後3年以上経過したもの。

⑧欄(検出された農薬等の推計)

厚生労働省の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会(平成22年7月30日)の報告資料1「平成17年度~20年度食品中の残留農薬の一日摂取量調査結果」及び「食品中の残留農薬等の一日摂取量調査結果」(平成21年度~22年度、平成23年度~24年度、25年度)による。

(3)動物用医薬品

①品目	②評価結果 通知年月	③現状より 厳しい管理 措置を求 める評価 結果となっ ているか (ADI等を 比較)	④曝露状況		⑤ヒアリン グ実績	⑥備考
			⑦国 内登 録	⑧検出された 農薬等の 推計(対ADI 比)		
カナマイシン	○ 平成19年5月		○	調査対象外	【第15回】 H24.6 【第18回】 H25.11	
フロルフェニコール	○ 平成19年8月		○	不検出 (H18~21)		
プロチゾラム	○ 平成20年3月		○	不検出 (H19~21)	【第15回】 H24.6 【第18回】 H25.11	平成27年9月薬事・食品衛生審議会食品衛生 分科会農薬・動物用医薬品部会にて試験法を 報告した。曝露量の推定において、ADI比80% 以下であることを確認した。
クレンブテロール	○ 平成21年6月		○	不検出 (H18~21)		平成27年2月20日に「一部の食品を除き不検 出」とする物質として規定し、試験法を定めるこ とを告示。
ピペラジン	○ 平成21年10月		○	調査対象外		
フルベンダゾール	○ 平成22年1月		○	不検出 (H17~21)	【第18回】 H25.11	
クロルスロン	○ 平成22年7月	○	-	不検出 (H23)	【第15回】 H24.6 【第18回】 H25.11	平成27年9月18日に「不検出」とする物質として 規定し、試験法を定めることを告示。
エリスロマイシン (今回追加)	○ 平成25年2月	○	○	0.14 (H21)		農林水産省において、平成26年度に残留試験 を実施し、データをとりまとめているところ。
トリクラベンダゾール (今回追加)	○ 平成25年3月		○	調査対象外		平成27年9月18日に食品、添加物等の規格基 準の改正を告示。残留基準を設定した。
ジョサマイシン (今回追加)	○ 平成25年5月		○	不検出 (H22,23)		
チアムリン (今回追加)	○ 平成25年6月		○	不検出 (H18~21)		
フェンバレレート (今回追加)	○ 平成25年7月		-	0.40(H22)		
プロベタンホス (今回追加)	○ 平成25年8月		-	不検出 (H17,23)		平成27年8月5日薬事・食品衛生審議会食品衛 生分科会農薬・動物用医薬品部会にて審議し た。
モランテル (今回追加)	○ 平成25年8月		○	不検出 (H18~21)		
フェノブカルブ (今回追加)	○ 平成25年9月		○	0.51 (H19)		
フルバリネート (今回追加)	○ 平成25年9月		○	調査対象外		

・以下の品目は、ADI設定は終了しているが、薬剤耐性菌を介した影響については、引き続き食品安全委員会において検討することとされており、当該評価が終了次第、リスク管理措置が行われることとなっている品目

①品目	②評価結果 通知年月	③現状 より厳しい管理 措置を 求める 評価結 果となっ ている か	④曝露状況		⑤ヒアリン グ実施	⑥備考
			⑦国 内登 録	⑧検出された 農薬等の 推計		
セフチオフルを有効成分とする牛及び豚の注射剤(エクセネル注)	平成19年1月 平成22年2月 18日(第2版)		○	調査対象外		
フロルフェニコールを有効成分とする牛の注射剤(ニューフロール)	平成19年8月		○	不検出 (フロルフェニ コール:H21)		
チアンフェニコールを有効成分とする牛及び豚の注射剤(ネオマイゾン注射液及びバジット注射液)	平成19年10 月		○	不検出 (チアンフェニ コール:H21)		
硫酸セフキノムを有効成分とする牛の注射剤(コバクタン/セファガード)	平成20年12 月		○	調査対象外		
ホスホマイシンナトリウムを有効成分とする牛の注射剤(動物用ホスミンS(静注用))	平成22年4月		○	調査対象外		

※二重線より上は、評価結果通知後3年以上経過したもの。

⑧欄 (検出された農薬等の推計)

厚生労働省の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会(平成22年7月30日)の報告資料1「平成17年度～20年度食品中の残留農薬の一日摂取量調査結果」及び「食品中の残留農薬等の一日摂取量調査結果」(平成21年度～22年度、平成23年度～24年度、25年度)による。

(4) 肥料・飼料等(飼料添加物)

①品目	ポジティブリスト 関連 (暫定基準)	②評価結果 通知年月	③現状より厳しい管理措置を 求める評価結果となっているか (ADI等を比較)	④曝露状況		⑤ヒアリング実績	⑥備考
				⑦国内登録	⑧検出された農薬等の 推計(対ADI比)		
モランテル (今回追加)	○	平成25年8月		○	不検出 (H18~21)		

⑧欄 (検出された農薬等の推計)

厚生労働省の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会(平成22年7月30日)の報告資料1「平成17年度~20年度食品中の残留農薬の一日摂取量調査結果」及び「食品中の残留農薬等の一日摂取量調査結果」(平成21年度~22年度、平成23年度~24年度、25年度)による。

(5)汚染物質等

①品目	②評価結果 通知年月	③現状より厳しい管理措置を 求める評価内容と なっているか	④暴露状況	⑤ヒアリン グ実績	⑥備考
ウラン(清涼飲料水)	平成24年1月	△			
クロロ酢酸(清涼飲料水)	平成24年5月	△			
トリクロロ酢酸(清涼飲料水)	平成24年5月	△			
セレン(清涼飲料水) (今回追加)	平成24年10月				
バリウム(清涼飲料水) (今回追加)	平成24年10月	△			
硝酸性窒素・亜硝酸性窒素(清涼飲料水) (今回追加)	平成24年10月				
ふっ素(清涼飲料水) (今回追加)	平成24年12月	△			
水銀(清涼飲料水) (今回追加)	平成24年5月	△			
ニッケル(清涼飲料水) (今回追加)	平成24年7月	△			
ほう素(清涼飲料水) (今回追加)	平成24年8月	△			
アンチモン(清涼飲料水) (今回追加)	平成24年8月	△			
マンガン(清涼飲料水) (今回追加)	平成24年8月	△			
ジクロロ酢酸(清涼飲料水) (今回追加)	平成25年4月	△			
フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)(清涼飲料 水)(今回追加)	平成25年4月	△			

(6) 器具・容器包装

①品目	②評価結果 通知年月	③現状より厳しい 管理措置を 求める評価 内容となっ ているか	④暴露状況	⑤ヒアリン グ実績	⑥備考
フタル酸ビス(2-エチルヘキシル) (DEHP) (今回追加)	平成25年2月	△			

(7)かび毒・自然毒等

①品目	②評価結果 通知年月	③現状より厳 しい管理措置 を求める評価 内容となってい るか	④暴露状 況	⑤ヒア リング 実績	⑥備考
デオキシニバレノール (厚生労働省)	平成22年11月	△			
ニバレノール (厚生労働省)					
飼料中のアフラトキシン B1 (農林水産省) (今回追加)	平成25年7月	○			平成27年3月、農業資材審議会 で今後のリスク管理措置につい て報告。乳のアフラトキシンM1 の規制値及び現在の飼料汚染 レベル等から、現行の飼料の基 準値(乳用牛用配合飼料 0.01mg/kg等)を変更しないこと とし、新たにとうもろこしに管理 基準(0.02 mg/kg)を設けた。
オクラトキシンA (厚生労働省) (今回追加)	平成26年1月	△			平成26年10月21日 薬事・食品 衛生審議会食品衛生分科会食 品規格部会において審議し、規 格基準を設定することとなった。

※二重線より上は、評価結果通知後3年以上経過したもの。

自ら評価品目の各リスク管理機関の対応状況

① 食品中のヒ素（汚染物質等）

（評価結果概要）

ヒ素の直接的な DNA への影響や、発がんメカニズムについて、現在得られている知見からは判断できない。今後、我が国におけるばく露実態を把握した上で、疫学調査や毒性メカニズムに関する研究が必要。

（平成 25 年 12 月）

- ・ **厚生労働省・・・ランク区分「A」（リスク管理措置を講じたもの）**
厚生労働省は、ホームページにおいて、ヒジキ中のヒ素に関する Q&A を公開中。また、輸入農産物中の汚染実態の把握（平成 25 年度～平成 26 年度）、厚生労働科学研究「鉛及びヒ素などの食品汚染物質の実態調査ならびにその健康影響に関する研究」（平成 25 年度～平成 27 年度）等を行っている。今後の対応については、Codex 委員会での議論の状況等を踏まえ、検討する予定としている。
- ・ **農林水産省・・・ランク区分「A」（リスク管理措置を講じたもの）**
農林水産省は、リスク評価結果の通知前から、JECFA の評価結果等を踏まえ、汚染実態調査、低減技術の開発を行っているほか、評価結果の通知後も、国内の水田土壌及びそこで生産された米に含まれるヒ素の含有実態調査、ヒジキの製造・加工事業者等に対する低減策の指導を行っている。

なお、食品安全委員会の技術研究課題において、ヒ素の発がんメカニズムに関する研究が、1 課題進行中（平成 26 年度～平成 27 年度）、1 課題選定済み（平成 28 年度～平成 29 年度）となっている。

食品安全委員会としては、具体的なリスク管理措置を求めるリスク評価結果ではないこと、両省とも新たな知見の収集に努めていること、さらに、農林水産省においては、低減対策を行っていることから、両省とも「A」と整理した。

② デオキシニバレノール (DON)、ニバレノール (NIV)、オクラトキシン A (OTA) (かび毒・自然毒等)

(評価結果概要)

DON・NIV は、現状ではばく露量が少なく、健康に悪影響を及ぼす可能性は低い。なお、現在の低減対策の推進と規格基準の検討が望ましい。

(平成 22 年 11 月)

OTA は、現状ではばく露量が少なく、健康に悪影響を及ぼす可能性は低い。なお、汚染状況のモニタリングと規格基準の検討が望ましい。

(平成 26 年 1 月)

- 厚生労働省・・・ランク区分 DON、NIV は「E」(審議会等において審議中)
OTA は「F」(審議会等の準備中)

厚生労働省は、DON、NIV については、平成 22 年 12 月の食品規格部会で、アセチル化体に関する情報収集を行うこと、農林水産省の低減対策の効果等を検証した上で規制のあり方を検討すること等とされた。DON については、評価結果の通知前から小麦の暫定基準に基づく監視を行い、含有量等のデータ収集を実施中である。NIV は、摂取量推計を新たに実施して対策の必要性を検討することとしている。

食品安全委員会としては、今後、DON、NIV については、収集したデータをもとに、規格基準の検討を行うことが望ましいと考える。

厚生労働省は、OTA については、平成 26 年 10 月に食品規格部会で審議し、基準値を策定に向け、関係省庁と調整中である。

- 農林水産省・・・ランク区分 いずれも「A」

農林水産省は、DON・NIV については、JECFA の評価結果等を踏まえ、食品安全委員会によるリスク評価結果の通知前に小麦・大麦の含有実態調査、低減指針の推進等を実施している。

食品安全委員会としては、引き続き低減指針の普及、他の農産物も含めた含有実態調査等を行っていることや、汚染実態等から、「A」と整理した。

農林水産省は、OTA については、評価結果の通知前に米・小麦の含有実態調査、カビ汚染防止のためのガイドラインの推進を実施している。

食品安全委員会としては、引き続き低減対策の推進と他の農産物も含めた含有実態調査を行っていることや、汚染実態等から、「A」と整理した。

③ 鶏肉中のカンピロバクター・ジェジュニ／コリ（微生物・ウイルス）

（評価結果概要）

農場汚染率の低減、塩素濃度管理の徹底、区分処理、調理時交差汚染割合の低減、加熱不十分割合の低減、生食割合の低減の計6種類の対策について、各種組合せによるリスク低減効果の順位付けを行った。

（平成21年6月）

・ 厚生労働省・・・ランク区分「A」（リスク管理措置を講じたもの）

厚生労働省は、厚生労働科学研究「と畜・食鳥検査における疾病診断の標準化とカンピロバクター等の制御に関する研究」（平成24年度から3年）において、評価書で提案された諸対策を検討し、リスク管理手法としての有効性を検証した。また、厚生労働科学研究「食鳥肉におけるカンピロバクター汚染のリスク管理に関する研究（平成27年度から3年計画）」では、具体的なリスク管理手法の探索と構築を目的として研究を開始している。また、消費者への生食・加熱不十分に関する注意喚起（平成24年5月最終更新）、自治体を通じた飲食店等の監視指導（毎年要請）、食品衛生分科会乳肉水産食品部会食肉等の生食に関する調査会における生食に関する検討（平成26年8月の乳肉水産食品部会に報告）等を行った。

・ 農林水産省・・・ランク区分「A」（リスク管理措置を講じたもの）

農林水産省は、平成23年8月に生産者、指導者向けの衛生管理ハンドブックを作成。平成25年11月に、新たな知見を追加し、ハンドブックを改訂した。引き続き、汚染実態調査を継続的実施するとともに、低減対策効果を検証するための調査を実施していくこととしている。

食品安全委員会としては、本評価結果で記載した6種類の対策については、両省とも対応や検討がなされているため、「A」と整理した。

④ 食品中に含まれるトランス脂肪酸（その他）

（評価結果概要）

日本人の大多数の摂取量が WHO の勧告基準を下回っており、通常の食生活では健康への影響は小さいが、脂質に偏った食事をしている人は留意が必要。食品事業者は引き続き低減に努める必要がある。リスク管理機関は、今後とも日本人の摂取量の注視、疾病罹患リスク等に係る知見の収集、適切な情報提供が必要。

（平成 24 年 3 月）

- ・ **厚生労働省・・・ランク区分「A」（リスク管理措置を講じたもの）**
厚生労働省では、「日本人の食事摂取基準」（2015 年版）でも摂取量基準は設定されなかった。リスク評価に基づく新たなリスク管理措置は行われていない。
- ・ **農林水産省・・・ランク区分「A」（リスク管理措置を講じたもの）**
農林水産省は、リスク評価結果の通知前から、関連情報収集、摂取量調査、予備的な健康リスクの推定等を実施し、ホームページを通じて情報提供している。リスク評価以降、国際的動向等についてホームページを更新した。また、食品事業者、消費者等を対象としたセミナー等を実施している。
- ・ **消費者庁・・・ランク区分「A」（リスク管理措置を講じたもの）**
消費者庁は、リスク評価結果の通知前（平成 23 年 3 月）に、事業者が情報開示を行う際の指針を出している。リスク評価に基づく新たなリスク管理措置は不要と考えており、トランス脂肪酸の規制方針等が厚生労働省等で定められた場合、必要な検討を行うこととしている。

食品安全委員会としては、既に情報発信や検討は行われていること、さらなる具体的なリスク管理措置を求めるリスク評価結果ではないことから、各省庁とも「A」と整理した。